

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年12月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	静岡県
3. 市区町村名	下田市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://

執行機関名 下田市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	下田市社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱(平成17年下田市告示第63-3号)による介護保険の保険給付に係るサービス等の利用者負担額軽減に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	68	
番号法別表第2の項	94	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年下田市条例第31号)別表第1 第4の項 下田市社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱による介護保険の保険給付に係るサービス等の利用者負担額軽減に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	下田市社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 市長は、介護保険の保険給付に係るサービス(以下「対象サービス」という。)を利用する者(以下「利用者」という。)に対し、利用者負担額を軽減することにより対象サービスを利用しやすくするため、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(様式第1号。以下「確認証」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによるものとする。
独自利用事務の関連規範		下田市社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱(平成17年告示第63-3号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号	下田市社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱第5条
事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号 イ	下田市社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱第4条第1項
情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号 口	下田市社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱第4条第1項
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号 八	下田市社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱第4条第1項
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		